

# コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

## 凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）	金商法施行令
金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）	金商業等府令
金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第14号）	定義府令
企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）	開示府令

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
金商法施行令		
1	<p>少人数私募の人数通算期間について、直近6ヶ月が3ヶ月に短縮されることとされているが、そのように短縮した根拠と、それによる影響はどのように出てくると見込まれているのか明らかにしてほしい。</p>	<p>令和3（2021）年6月に公表された金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」第二次報告においては、技術の進展等により事業環境の変化が加速する中で、非上場企業を含めた企業の競争力の維持・強化のためには、より機動的な資金調達が必要となるとの観点から、米国における近年の規制の動向も踏まえ、少人数私募の取得勧誘対象者数の通算期間を6ヶ月から3ヶ月に短縮することが適当と提言されました。</p> <p>この提言を踏まえて本改正に至ったものであり、本改正は、今後の非上場企業等における機動的な資金調達に資することが期待されます。</p>
2	<p>「同一種類の有価証券」とは、株券の場合、株式に係る剰余金の配当等の内容が異なれば、「同一種類の有価証券」には該当しないという理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです（定義府令第10条の2第1項第9号及び第2項）。</p>
3	<p>金商法施行令第15条の10の3第2号の規定では、特定投資家の1銘柄についての年間投資金額の上限が撤廃されたという理解をしておりますが、例えば、株式投資型クラウドファンディングの発行者の業態や希望により、応募者を特定投資家の方に限定するとか、一般個人投資家の方と特定個人投資家の方の枠を設けることは可能か。</p>	<p>ご指摘のような方法も特段否定されないものと考えられます。</p>
金商法施行令・開示府令		
4	<p>金商法施行令第1条の6「法第2条第3項第2号ハに規定する政令で定める要件は、当該有価証券の発行される日以前3月以内に、当該有価証券と同一種類の有価証券として内閣府令で定める他の有価証券が発行されており」の「3月以内」とは、今回発行しようとする株式の払込期日の3ヶ月前の応当日以降に払込期日が到来している「当該有価証券と同一種類の有価証券として内閣府令で定める他の有価証券」であるという理解でよいか。</p>	<p>改正後の金商法施行令第1条の6における「当該有価証券の発行される日以前3月以内に、当該有価証券と同一種類の有価証券として内閣府令で定める他の有価証券…が発行されて」いるとの規定は、ご意見のように払込期日（会社法第199条第1項第4号）を定める場合、今回発行しようとする株式の払込期日から3ヶ月前の応当日以降に、当該株式と「同種の新規発行証券」とされる株式について、払込期日が到来している場合を意味します。</p>
5	<p>開示府令第2条第5項第3号に規定する「当該有価証券の発行される日以前3月以内に発行された同種の新規発行証券」で「3月以内」とは、今回発行しようとする株式の払込期日の3ヶ月前の応当日以降に払込期日が到来している「当該有価証券と同一種類の有価証券とし</p>	<p>開示府令第2条第5項第3号に規定する「当該有価証券の発行される日以前3月以内に発行された同種の新規発行証券」とは、ご意見のように払込期日（会社法第199条第1項第4号）を定める場合、今回発行しようとする株式の払込期日から3ヶ月前の応当日以降に払込</p>

	て内閣府令で定める他の有価証券」であるという理解でよいか。	期日が到来している、当該株式と「同種の新規発行証券」とされる株式を意味します。
定義府令		
6	定義府令第13条第2項に規定する「当該有価証券の発行される日以前3月以内に発行された令第1条の6に規定する同種の新規発行証券」で「3月以内に発行された」とは、今回発行しようとする新株予約権の払込期日の3ヶ月前の応当日以降に払込期日が到来している「令第1条の6に規定する同種の新規発行証券」であるという理解でよいか。	<p>会社法上、募集新株予約権の新株予約権者となる日は「割当日」とされている(会社法第245条第1項)ことから、新株予約権の発行日とは、新株予約権の払込期日ではなく、割当日を指します。</p> <p>したがって、新株予約権について、改正後の定義府令第13条第2項に規定する「当該有価証券の発行される日以前3月以内に発行された令第1条の6に規定する同種の新規発行証券」とは、今回発行しようとする新株予約権の割当日から3ヶ月前の応当日以降に割当日が到来している、当該新株予約権と「同種の新規発行証券」とされる新株予約権を意味します。</p>
金商業等府令		
7	発行価額の総額に関する「募集又は私募を開始する日前1年以内」とは、募集又は私募を開始する日の前日を起算日とし、過去1年以内に前のクラウドファンディングの募集又は私募の申込期間(金商業等府令第70条の2第2項第4号に規定する申込期間)の最終日が到来するものを指すという考え方でよいか(2015年5月12日付けのパブリックコメントNo.42の回答では、『発行価額の総額に関する「募集又は私募を開始する日前1年以内」とは、募集又は私募を開始する日の前日を起算日とし、過去1年以内に前の募集又は私募の払込期日又は受渡期日が到来したもの及び過去1年以内に前の募集又は私募を開始したものをいいます。』と回答して頂いているが、今般は、過去1年以内に行われた募集又は私募が、第一種少額電子募集取扱業務又は第二種少額電子取扱業務にかかるものに限られたため、払込期日又は受渡期日から、申込期間に変更されることはないか。)	ご理解のとおりです。
8	「同一の種類」の有価証券とは所謂「1項有価証券」の場合、「株券又は新株予約権証券」は「同一の種類」の有価証券に該当すると考えられますが、「株券と新株予約権付社債権」「新株予約権と新株予約権付社債権」は「同一の種類」の有価証券ではないという理解でよいか。即ち、企業府令第2条(届出を要しない有価証券の募集又は売出し)における「同一の種類」の有価証券の定義(第2条第5項第2号で「新株予約権付社債券」は、「株券及び新株予約権証券」と同一の種類の有価証券とみなされています)とは異なるという理解でよいか。	ご理解のとおりです(金商業等府令第16条の3第1項)。

経過措置		
9	経過措置で、この政令の施行の日以後に開始する「取得勧誘」とは、この政令の施行の日以降に有価証券通知書が提出される、又は、有価証券通知書が提出されない場合は、発行決議が行われる取得勧誘であるという理解でよいか。	本改正の政令附則第2項に規定する「この政令の施行の日以後に開始する取得勧誘」とは、文言どおり、「取得勧誘」が施行日以後に開始したかどうかによって本改正の適用の有無を判断するものであり、これは当該取得勧誘に係る有価証券通知書の提出や発行決議の時点に左右されるものではありません。
10	経過措置で、この府令の施行の日以後に開始する「募集又は私募」とは、この府令の施行の日以降に有価証券通知書が提出される募集、又は、有価証券通知書が提出されない私募の場合は、発行決議が行われる取得勧誘であるという理解でよいか。	本改正の府令附則第2条に規定する「募集又は私募」とは、文言どおり、「募集又は私募」が施行日以後に開始したかどうかによって本改正の適用の有無を判断するものであり、これは当該募集又は私募について有価証券通知書の提出や発行決議の時点に左右されるものではありません。
11	経過措置で、この府令の施行の日以後に開始する「有価証券の募集」とは、この府令の施行の日以降に有価証券通知書が提出される、又は、有価証券通知書が提出されない場合は、発行決議が行われる募集であるという理解でよいか。	本改正の府令附則第4条に規定する「施行日以後に開始する有価証券の募集」とは、文言どおり、「有価証券の募集」が施行日以降に開始したかどうかによって本改正の適用の有無を判断するものであり、これは当該募集に係る有価証券通知書の提出や発行決議の時点に左右されるものではありません。